

リサイクルマーク事業管理委員会規約

(趣旨及び目的)

第1条 リサイクルマーク事業管理委員会（以下、「委員会」という。）は、定款第44条に基づく公益社団法人環境生活文化機構の特別組織とする。

2 委員会は、定款第4条（事業）（1）「環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステムの運営及び提供」に基づく環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステム提供事業（リサイクルマーク事業）における重要事項について審議する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 「リサイクルマーク事業参加基準」の運用に関する事項
- 二 「リサイクルマーク事業基本約款」の運用に関する事項
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法律の遵守に関する事項
- 四 リサイクルマーク事業の現状と課題に関する事項
- 五 その他リサイクルマーク事業に関する重要事項

2 委員会は、前項に規定する事項について、理事会に対し報告し、または意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会は、特別な事項を審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会は、専門的事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員及び臨時委員は、リサイクルマーク事業について豊富な知識と経験を有する理事長及びその他の特別会員の理事並びにその他の会員のうちから会長が任命する。

2 専門委員は、専門的事項について学識と経験を有する者のうちから会長が任命する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事長がこれに当たるものとする。

(委員等の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別事項の審議が終了したときをもって終了する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門事項の審議が終了したときをもって終了する。

(会議)

第7条 委員会は、委員及び関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、公益社団法人環境生活文化機構の事務局において処理する。

附則 この規約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定を申請した日から30日以内の別に定める日から施行する。

附則 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。